



消費者庁のイラストを加工

自宅アパートに、「電気料金が安くなる。検針票はあるか」と、突然業者が来訪した。よく分からなかったが、指示されるまま自分のスマートフォンで入力したら、別会社との契約になってしまった。

**安くなるだけだと思ったら
電気の契約先が切り替えに！！**



ここが重要 へ！！

●電力の小売全面自由化から5年が経過しました。電話勧誘によるトラブルの他に、ひとり暮らしの若年層への訪問販売によるトラブルも増えています。

- 来訪した相手の事業者名や連絡先など、必ず確認しましょう。契約中の電力会社にも問い合わせて確かめるなどし、メリット・デメリットを把握したうえで慎重に判断するようにしましょう。
- 検針票に記載されている「お客様番号」や「供給地点特定番号」などは、電気の契約切替えの際の本人確認に利用されることがある重要な個人情報です。安易にインターネット上に情報を入力しないよう、十分注意しましょう。
- 訪問販売で勧誘を受けて契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフ（無条件解約）が出来ます。
- 心配なときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

相談専用電話

023-647-2211

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン

い や や
188